

# 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」料金表

平成30年4月適用分

対象事業所 榎原市：あすならホーム畝傍

上記事業所の地域区分は「7級地」で1単位あたりの単価は

**10.21円**

【基本サービス 定額報酬（1ヶ月）】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ）

①看護師が訪問看護サービスを行う場合

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
要介護1	8,267単位	84,406円	8,441円	16,882円
要介護2	12,915単位	131,862円	13,187円	26,373円
要介護3	19,714単位	201,280円	20,128円	40,256円
要介護4	24,302単位	248,123円	24,813円	49,625円
要介護5	29,441単位	300,593円	30,060円	60,119円

②准看護師が訪問看護サービスを行う場合 …看護師が訪問した場合の98/100

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
要介護1	8,102単位	82,721円	8,273円	16,545円
要介護2	12,657単位	129,228円	12,923円	25,846円
要介護3	19,320単位	197,257円	19,726円	39,452円
要介護4	23,816単位	243,161円	24,317円	48,633円
要介護5	28,852単位	294,579円	29,458円	58,916円

③訪問看護サービスを行わない場合

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
要介護1	5,666単位	57,850円	5,785円	11,570円
要介護2	10,114単位	103,264円	10,327円	20,653円
要介護3	16,793単位	171,457円	17,146円	34,292円
要介護4	21,242単位	216,881円	21,689円	43,377円
要介護5	25,690単位	262,295円	26,230円	52,459円

※短期入所系サービスを利用された場合は、基本報酬の単位数を日割りで計算します。

※月途中からの利用開始、又は月途中での利用終了の場合、所定単位数を日割り計算して算出します。

※利用者の主治医より、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護（医療保険の給付対象）を行う必要がある旨の指示があった場合、その指示日から14日間に限って、「訪問看護サービスを行わない場合」の所定単位数を算定します。

**【加算サービス】**

サービス内容	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
緊急時訪問看護加算/1月につき	315単位	3,216円	322円	644円
特別管理加算（Ⅰ）/1月につき	500単位	5,105円	511円	1,021円
特別管理加算（Ⅱ）/1月につき	250単位	2,553円	256円	511円
ターミナルケア加算/死亡月	2,000単位	20,420円	2,042円	4,084円
初期加算/1日につき	30単位	306円	31円	62円
退院時共同指導加算/1回につき	600単位	6,126円	613円	1,226円
総合マネジメント体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,210円	1,021円	2,042円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）/1月につき	100単位	1,021円	103円	205円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）/1月につき	200単位	2,042円	205円	409円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ/1月につき	640単位	6,534円	654円	1,307円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ/1月につき	500単位	5,105円	511円	1,021円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）/1月につき	350単位	3,574円	358円	715円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）/1月につき	350単位	3,574円	358円	715円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。  
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

**【減算】**

（デイサービスを利用した場合は、1日につき以下の単位数を減算します）

減算項目	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
訪問看護サービスを行った場合 要介護1	91単位	929円	93円	93円
訪問看護サービスを行った場合 要介護2	141単位	1,440円	144円	144円
訪問看護サービスを行った場合 要介護3	216単位	2,205円	221円	221円
訪問看護サービスを行った場合 要介護4	266単位	2,716円	272円	272円
訪問看護サービスを行った場合 要介護5	322単位	3,288円	329円	329円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護1	62単位	633円	64円	127円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護2	111単位	1,133円	114円	227円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護3	184単位	1,879円	188円	376円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護4	233単位	2,379円	238円	476円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護5	281単位	2,869円	287円	574円

<b>介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</b>	所定単位数に13.7%を乗じた単位数
----------------------	--------------------

※介護職員処遇改善加算とは、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※1ヶ月間に利用されたサービスの単位数合計に13.7%を乗じた単位数を加算します。

介護職員処遇改善加算＝（基本単位数＋加算単位数－減算単位数）×13.7%

**※介護保険適用料金の自己負担金額**

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数合計（処遇改善加算を含む）に地域区分単価を掛けた金額が介護保険のサービス利用料金で、ご利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担額になります。
- ・上記の表の自己負担額は各サービスの単位数の地域区分単価を乗じた金額のため、自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。